

お申込みについて

受講対象者

下記の表にあてはまる中小企業の従業員（雇用保険被保険者）が訓練受講対象となります。

	小売業・飲食業	サービス業	卸売業	その他の業種
1 常時雇用する労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下
2 資本の額または出資の総額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下

（各業種において、1 又は 2 のいずれかが記載数以下であれば対象です。）

受講料

現金または振込で納入していただきます。（振込手数料等は御社にてご負担ください）コースによってはテキスト・材料等の実費負担がありますので、ご確認ください。

申し込み方法

受講申込書に必要事項をご記入のうえ、雇用保険被保険者番号通知書のコピーを添えて FAX・郵送・ご持参、いずれかの方法にてご提出ください。定員に達し次第締め切りとなります。

※ 申込書は当センターホームページよりダウンロードできます。

その他

- ◎ 締め切り後のキャンセルはお受けできません。なお、納入された受講料については、お返しできませんのでご了承ください。
- ◎ 受講者が極端に少ない場合には、延期・中止することがありますので、あらかじめご了承ください。（この場合には、納入済み受講料は返却いたします）

大崎地域職業訓練センターでは、次のような業務を行っています。

- 在職している方々が必要とする知識・技術向上のための各種研修
- 技能検定、その他の資格取得を目指す方々が必要な知識・技能を修得するための職業訓練
- 事業主等の行う教育訓練に対する施設・設備の貸与及び相談・助言等の援助
- 研修・講座・会議・技能検定等への施設・設備の貸与